

組合だより

第12号

目次

- 1 組合長挨拶・地区集会
- 2 総代会開催
- 3-4 役員の紹介
- 5 組織図・税制特集②固定資産税
- 6 コラム・連絡・山野草

発行所 京都市森林組合 TEL075-722-3622
〒603-8011京都市北区上賀茂二軒家町9番地

就任のごあいさつ



代表理事組合長 吉田 英治

初秋の候、組合員の皆様におきましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は組合経営に対し、格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、林業情勢は依然として厳しい中、国は「森林・林業再生プラン」を策定し、林業政策の大きな転換期を向かえる事となりました。先般より造林組合長会議や地区別懇談会において説明会を行いました、不確定な部分もあり、十分な内容をお示しできないのが現状でございます。

地域林業・組合員さまのメリットを最大限活かせる施策になるよう協議、情報収集を重ねて参ります。秋には一定の骨子をまとめて情報発信をさせていただきますので、今暫くお待ち願います。

今後も地域林業の中心となる担い手となり、いつまでも信頼される森林組合として、役職員一同運営に努めて参りますので、よろしくお願い申し上げます。

地区説明会を開催

来年度より大きく林業行政が変更することになり、管内地域を4地区に区分し説明会を実施しました。

当日の内容

1. 林業情勢について
2. 新しい補助制度について



国においては木材自給率を50%へ上昇させることを大きな目標にし、森林管理及び林業経営の規模を大きくしていく方針がとられました。実際、現在の林業情勢では小規模な経営形態では森林の管理や経営していくことは難しくなっているのも事実です。

森林組合としても**林業経営の受託**や**自伐林家に対する独自の支援**が出来ないか、検討しているところです。組合員の皆様も今後、所有山林をどのように管理していくのかの判断をしていかなければならない段階になってきています。

今年の秋か冬に、もう一度具体的な方針をもって森林組合が説明会を開催いたします。開催案内にご注意頂き、ぜひともご参加ください。

(企画戦略課 西田)

平成23年度

通常総代会を開催

平成23年度通常総代会を、平成23年5月30日(月)、午後1時30分からグランドプリンスホテル京都において、総代137名の出席を得て開催しました。吉田英治代表理事組合長が挨拶を行い、来賓から祝辞を頂戴し、左京区・中京区の倉貫博行さんを議長に選任したあと議事が進行されました。

当日上程された議案は次の通りで、いずれも原案通りで可決承認されました。

(総務課)

第1号議案…平成22年度事業報告、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案について

第2号議案…平成23年度事業計画の設定について

第3号議案…平成23年度賦課金の徴収について

第4号議案…平成23年度借入金の最高限度額について

第5号議案…平成23年度貸付金の最高限度額及び利率について

第6号議案…平成23年度債務保証の最高限度について

第7号議案…平成23年度余裕金の預入先について

第8号議案…平成23年度役員報酬について

第9号議案…災害その他緊急の場合における必要な処置について

第10号議案…役員を選任について

なお、ご臨席いただいた来賓の方々は次の通りです。

京都府京都林務事務所 所長 藤井 文夫 様
 京都市産業観光局農林振興室 部長 山本 修三 様
 京都府森林組合連合会 会長 梅原 久弘 様

貸借対照表

平成23年3月31日

単位:千円

資産の部	
科目	金額
現金・預金	43,972
売掛債権	6,187
棚卸資産	4,193
未収金	240,631
その他流動資産	44,852
流動資産合計	339,835
有形固定資産	69,109
無形固定資産	1,206
外部出資	14,287
農林漁貸付金	94,061
固定資産合計	178,663
資産の部合計	518,498
負債の部	
買掛債権	18,229
短期借入金	80,000
未払金	98,122
その他流動負債	10,102
流動負債合計	206,453
退職給付引当金	46,168
農林漁借入金	96,061
固定負債合計	142,229
負債の部合計	348,682
純資産の部	
出資金	61,312
利益剰余金	101,849
資本準備金	6,655
純資産の部合計	169,816
負債・資本の部合計	518,498

損益計算書

平成22年4月1日から23年3月31日まで

単位:千円

科目	金額
指導事業収益	11,668
販売事業収益	87
森林整備事業収益	347,105
事業収益計	358,860
指導事業費用	3,125
販売事業費用	0
森林整備事業費用	218,572
事業費用計	221,697
事業総利益	137,163
事業管理費計	114,616
うち人件費	87,659
事業利益	22,547
事業外損益	2,411
経常利益	24,958
特別損益	▲19
税引前当期利益	24,939
法人税・住民税及び事業税	8,670
当期剰余金	16,269
前期繰越剰余金	5,055
当期末処分剰余金	21,324

平成22年度剰余金処分案

単位:千円

科目	金額
当期末処分剰余金	21,324
出資配当	4,292
法定準備金	3,500
任意積立金	10,000
剰余金処分額計	17,792
次期繰越剰余金	3,532

役員紹介



代表理事副組合長
田中 俊夫

北山、雲ヶ畑、旧京都のそれぞれの地域の特性を生かした整備と、間伐を中心とする森林作りや道路網の拡充を一体的に取組んでまいります。

又、組合員の皆様の森林に対するニーズと組合としての経営等、定着した位置付けを進めてまいります。



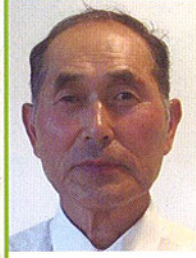
代表理事専務
安井 文雄

市内3組合が合併して、早10年目に入りました。この間、森も林業も行政の施策も目まぐるしく変化して来ましたが、今後益々、様変わりする森林・林業に順応出来る協同組合としての組織づくりに努めたいです。



理事
上野 佐太郎

林業の再生産過程は、極めて長期にわたるものであります。故にその間の経費も膨大なものが発生してあります。補助金の拡充、税制の抜本的改革を強く望みます。10年程度以前に、森連から戴いた湯呑の表書が印象に残りましたので披露します。『伐っただけでは先祖にすまぬ 植えてかえそう子や孫に』



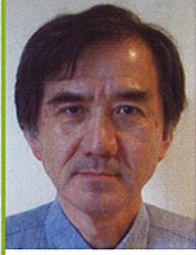
理事
小畑 百

桂川由良川を分水嶺とする恵まれた大自然の中で生まれ育ち、広大な山林を有しているが、今では林業の衰退で、森林は荒廃しつつあり、熊鹿の住みかとならないよう後継者の育成に力を入れ、一人の理事として微力ながら貢献したいです。



新任 理事
小畑 喜次

此の度、理事に就任いたしました。私は丸太を主に林業経営をしております。近年、価格の低迷で後継者が育たなく、山が荒廃して来ましたが、今後、魅力ある林業になる様に協力させていただきますので、宜しくお願いいたします。



理事
安井 昭夫

一昨年、ドイツのシュワルツバルトの林業等を視察しました。気候・風土の違いを無視して「まねる」ことの怖さを感じました。

今、日本から林業が無くなるか否かの瀬戸際と感ずる、森林組合にもう一段高い理念の必要を感じます。



理事
日下部 五右衛門

この度、理事の改選により就任することになりました。北山地区選出の日下部五右衛門です。地域林業に少しでも貢献できるよう、努力いたしますので、宜しくお願い致します。



理事
小瀧 忠雄

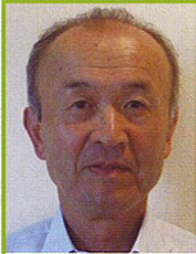
久多地区より理事に推薦されました。小瀧忠雄と申します。森林は、人間をはじめ全ての生物や動物達に必要な水を育み、また酸素を生成しています。また、木の実体は人間や動物たちに食料として好まれ、材木は建築資材として供給され、小枝や枯枝さえも、燃料として役立ちます。このように、人の生活に切り離せない大事な資源の宝庫であるにもかかわらず、森林は木材の価格低迷等により、世話をする者が減り危機的状況にあります。なんとしてもこれを立ち直らせ、後世に恵み豊かな森林を守り伝えていかなければならないと思います。組合員の皆様、共に頑張りましょう。



新任 理事
高山 義弘

この度、地域の推薦を受けて選出され、理事の一端を汚すこととなりました。

林業経験、知識とも乏しい者ですが、先達諸兄のご指導を受けて職務の遂行に努力したいと存じておりますので、よろしくお願い致します。



理事
荒木 祐靖

次世代に豊かな森林を引き継ぐためにも、会員皆様方のご意見を謙虚に拝聴し、市民の理解を得ながら森林整備を果敢に進めていく必要があります。

森林組合の果たす使命は重責であり、皆様のご支援をお願いします。



新任 理事
玉川 勝太郎

この度、理事の大役を務める事になりました。近年の林業不況により山林を守る事が出来なく、山は今や厄介なものになっているが、何かと地域に山好き仲間を作りたいと思っております。



理事
辻井 博樹

この度、役員改選で理事に就任することとなりました。非常にきびしい現状に対して少しでも、組合員のみなさまのお役に立ちたいと思っております。

何卒、ご指導の程をよろしくお願ひいたします。

役員紹介



理事
中川正喜

この度、引き続き理事に選任されました。
地域ならびに組合員に密接した森林組合である様、頑張って参りますので御指導、御鞭撻をよろしくお願いたします。



理事
中田治

自然の恵みがうまく循環していくのには、森林はなくてはならないものです。
一本の木から林人、林から森人へと成長する日本の木々が元気に育つように努めたいと思います。



理事
平野永二

地球環境を護るためにも、森林の大切さを発信する森林組合でありたいと思います。



新任
理事
藤井克巳

記念となる国際森林年に理事にご推薦をいただき、低迷する林業振興に、都の森づくりに、老骨にむちを打ち、微力ですが全力を尽くしますので、ご指導の程よろしくお願致します。



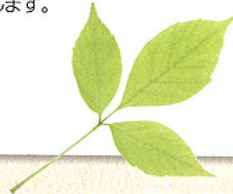
理事
和田泰行

北区大森より出ささせていただいている和田でございます。宜しくお願申し上げます。CO2の吸収源である森林を元気のある森林に、そして将来儲かる山にする為、地域の山林が健康になる様、努めたいと思います。



理事
松田穎治

この度、理事に再任されました、大原選出の松田穎治です。
厳しい現実の中、森林組合を中心に、この難局を乗り越えて行きたいと思ひます。3年間、宜しくお願いたします。



理事
松本茂

私は林業を生業とする家に生まれ、林学科卒業後、造園会社に勤務しています。

所有林で、長年京都府林務職員を務めた橋詰氏と、一般の方が林業を体験するセミナーを開催しており、組合運営にこれらの経験を生かしたいと考えます。



新任
理事
溝川賀次郎

この度、理事に就任することになりました。

林業については経験・知識とも素人で、この機会に勉強したいと思います。皆様方の御指導・御鞭撻を何卒よろしくお願申し上げます。



新任
理事
宮本吉朗

私の居住する左京南部地域は、森林への関心が低く、杉や桧の植林地の荒廃が進んでいます。山の保持、森林再生は、地域環境や水害の防止等、今の時代にこそ重要な事と考えます。

この度、理事を仰せつかり、組合の発展と共に地域の皆様方が山に関心を持つよう、協力ができればと思っています。



代表
監事
川井博

京都市森林組合の実行計画(系統運動)は、管内材の利用拡大の為、流通改革や作業の低コスト化にむけた計画が理事会にて策定され動きだしました。今後、組合員とともにどのような経営計画をたてて行くのが課題と思ひます。今後も組合と組合員がともに歩めるよう努力していきます。



監事
井上與一郎

地球温暖化防止のために森林が果たす効果は大きなものがあります。しかしながら、林業経営は非常事態に陥り、組合の役割が重要であります。

監事として精一杯取り組む決意です。何卒よろしくお願申し上げます。



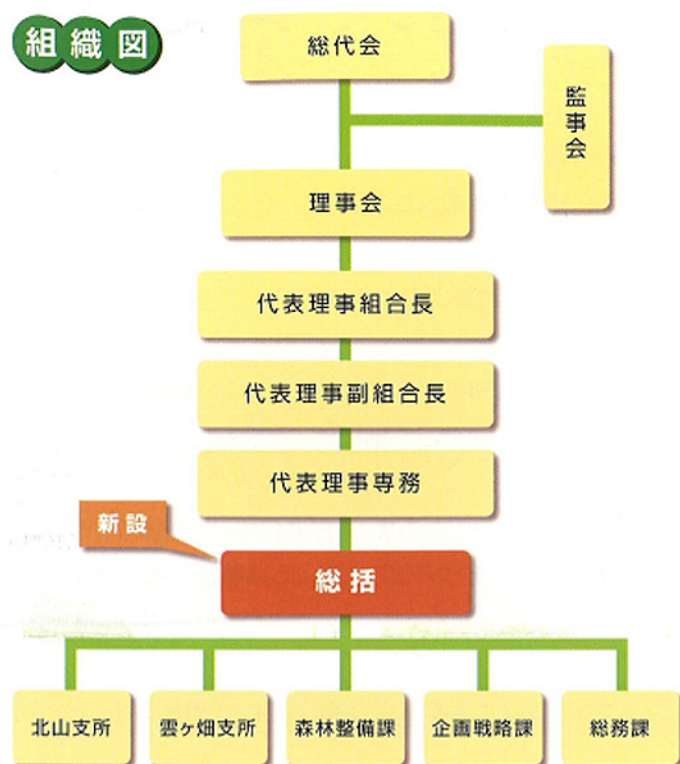
監事
松尾澄夫

この度、期せずして監事に就任することになりました。

林業をとりまく環境はきびしく、むずかしい時代ですが、明日に精一杯努力する所存です。

皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願致します。

組織図



職員一覧

総括	米津 (課長)
総務課	村山 (課長)・森川
企画戦略課	西田 (課長) 廣瀬・山下
森林整備課	岡本 (課長) 吉田 (係長) 片山 (主任)・浅野
(森林整備士)	佐久 (班長) 筈井 (副班長) 松永 (副班長) 笹井・灰山
雲ヶ畑支所	村山 (支所長 (総務課長兼務)) 山本
北山支所	井村 (支所長) 西川

(総務課)

tax system

税制特集 2

固定資産税

固定資産税とは？

固定資産の資産価値に応じて課税される税です。

課税対象者は？

固定資産の所有者 (注) 立木は含まれません。

税額は？

固定資産税課税台帳の価格×1.4%

※固定資産税の土地の評価は3年に一度評価替えが有ります。

免税点 (免税金額) は？

価額が免税点以下の場合、課税されません。

- 土地 30万円 ●家屋 20万円
- 償却資産 150万円



林業関係の特例措置 (税金の免除及び減免措置) は？

免除

- 保安林
- 歴史的風土特別保存地区内の山林
- 特別名勝又は名勝として指定された山林
- 自然公園法に規定する国立公園又は国定公園の特別地域のうち特別保護区、第一種特別地域内の土地 (池沼、山林及び原野)

減免等

- 都市計画法第8条第1項第7号に掲げる風致地区に指定された山林は税額の4/10を減免されます。
(注) 申請式になる為、自身で風致地区に指定されている旨を申請しなければなりません。
- 特別緑地保全地区に指定されている山林は指定されていない場合の1/2に相当する価格によって評価されます。
- 砂防指定地に指定された山林は、その指定された面積の割合にあわせた補正がかかります。
(注) 但し、特別緑地保全地区の減免を受ける場合は砂防指定地の補正は適用されません。

(企画戦略課 西田)



「悪意の20年」「善意の10年」



民法162条:20年間、所有の意思をもって平穩かつ公然に他人の物を占有することによって所有権を時効により取得できるものである。同条2項10年間、所有の意思をもって平穩かつ公然に他人の物を占有した場合で、さらに占有を始めた時に善意・無過失であった場合に認められる。とあります。細かい法律の解釈はさておき、普段の生活においては縁遠い事案かもしれません。

昨今の山離れ、後継者不足から所有山林の所在・境界が定かでないと言うご意見をよく耳にする事が多くなりました。今後適正な森林整備を進める上で境界明示は重要な課題のひとつです。幣組合では支援交付金による境界明確化業務や都の森づくり事業による利用間伐にて境界明示(杭打ち)を実施しております。

このような組合事業で取扱った測量(GPS)データは後の森林整備や後世に渡って継続性、信憑性のある管理と活用をし続けて行きたいと考えております。

ただ境界明示はナーバスな案件であり、最終的には所有者相互の理解が必要である事、登記を目的としていない事、現状は標記の事業に併せて、ひとつのまとまりをもった地域で実施している事を御理解賜りますようお願い申し上げます。

私事ですが、週末京北の僅かな所有山林の境界を見て回ろうと思っています。

(総括 米津)

組合員様へご連絡

森林整備の締め切り

秋植…

12月末

除伐・枝打・間伐…

1月末

*必ず組合まで持ってきてください。何の連絡もなく、郵送で写真を送って来られた場合は、申請しかねる場合もありますのでご注意ください。

森の掲示板

本所の玄関入ってすぐの所に掲示板ができました。各種情報を記載していますので、お立ちよりの際はご確認ください。(企画戦略課)

山野草

森の中の美しい花

前回掲載の山野草が好評につき、今回も山野草をご紹介します。

秋の草花も、春の季節と同じくらい道端に咲いています。山に入ると、種々の山野草がそっと花をつけています。その花を求めてカメラ片手に来られる方も多くおられます。

また、山からお帰りの際には、林業センターにお立ち寄りください。さわやかな香りと味のハーブティが、疲れた体と心を癒してくれます。

(雲ヶ畑支所 山本)



(photo by 村山廣利)



黄ツリフネ草 (photo by 秦賢二)



ゲンノショウコ (photo by 秦賢二)